

# 生徒会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、横浜市立東鴨居中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、会員一人一人の意見を尊重し、生徒の自主的活動を通して充実した学校生活を送ることを目的とする。

第3条 本会は、本校生徒全員で構成される。

## 第2章 役員

第4条 1.本会には、次の役員を置く。

会長(2年1名) 副会長(1年1名) 書記(1年1名、2年1名) 会計(1年1名、2年1名)

各委員会の委員長(各2年1名)

(放送、保健、美化、生活、図書、学級)

2.役員は、生徒全員の選挙によって決める。

第5条 本会役員任期は1年間とする。ただし、次期、再び同じ役職についてもよい。

第6条 本会役員はそれぞれ次の仕事を行う。

会長 本会を運営する責任者

副会長 会長を助け、会長がいない時は会長の代理をする。

書記 生徒総会などの正確な記録をとる。

会計 生徒会にかかわる各種の会計義務を取り扱う。

## 第3章 組織

第7条 本会は目的達成のために次の機関を置く。

1. 生徒総会 2. 中央委員会

3. 常任委員会 4. 特別委員会

5. 学級会 6. 選挙管理委員会

## 第4章 生徒総会

第8条 生徒総会は、この会最高の議決機関とする。

第9条 1. 生徒総会は、前期に1回開く。

2. 臨時総会は、次のいずれかの要求があったとき会長はそれを認める。

(1)会員の3分の2以上が臨時総会を要求した時

(2)中央委員会で開会の要求を議決した時

ただし、生徒総会は会員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことはできない。

第10条 生徒総会の議長は会員から3名募集する。

応募がない時は、中央委員会が互選する。ただし、役員・各委員会の委員長は、議長になれない。

第11条 生徒総会は出席者の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の場合は、議長が決定する。

第12条 生徒総会で討議する項目は次の通りである。

1. 予算及び決算の承認 2. 会則改正

3. その他生徒会の目的達成に必要な事項の承認。

## 第5章 中央委員会

第13条 中央委員会は、総会に次ぐ決定機関で、各学級より選抜された1名の中央委員会、生徒会役員、各常任委員長によって構成されている。

第14条 中央委員会は会長が必要に応じて召集し、原則として月1回行う。また、中央委員会は、その4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

第15条 中央委員の議事進行は、議長が行い、中央委員会での本部役員は、議決権を持たない。議長は、中央委員会で互選する。

第16条 中央委員会は、次の審議を行う。

(1)生徒総会議案

(2)生徒総会で議決された活動計画に変更があった場合(変更事項)

(3)生徒総会で議決されていない事項を実施したい場合(追加事項)

(4)学校全体の諸問題

(5)その他の重要事項の審議

第17条 中央委員会の議決の方法は、出席者の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の場合は、議長が決定する。

第18条 各学級の中央委員会の任期は前期4月～9月後期は10～3月までとする。また中央委員は、学級委員のうち1名が兼任する。ただし、中央委員会に中央委員が出席できない場合はそのクラスの代理が出席する。

## 第6章 常任委員会

第19条 本会は、次の常任委員会を置く。

1. 学級委員会 2. 生活委員会 3. 保健委員会 4. 美化委員会 5. 図書委員会 6. 放送委員会

第20条 各常任委員会は、次の構成と任務をもつ。

1. 学級委員会(各学級男女各1名)

任期4月～9月、10月～3月

・学年の行事の企画、運営や学年内の諸問題についての討議等を通じて各学級の代表として活動し、学校生活の向上に努める。

2. 生活委員会(各学級男女各1名)

任期4月～9月、10月～3月

・会員が規律ある態度、行動をとり、お互い高め合うことができるよう活動する。

3. 保健委員会(各学級男女各1名)

任期4月～9月、10月～3月

・会員が健康で安全に生活するために健康、安全、環境衛生などの諸問題を取り上げ、実践できるように活動する。

4. 美化委員会(各学級2名)

任期4月～9月、10月～3月

・清掃活動、その他の美化活動を通じて、校内が明るく、美しく整い、会員が健康的な生活を送れるよう、努める。

5. 図書委員会(各学級2名)

任期4月～9月、10月～3月

・図書室の管理運営を通じて、会員の読書に対する関心を高めるよう活動する。

## 6. 放送委員会(各学級1名)

任期1年間(4月～3月)

・放送施設、その他の機器を利用して、広報活動を行う。

第21条 新しい委員会を設けるととき、また、廃止するときには、生徒総会の承認を得なければならない。

第22条 常任委員会は公選された委員長及び、各学級から選出された委員で構成し、各委員会には必要に応じて、副委員長1名、書記2名を選ぶ。

第23条 各委員会は、年間活動計画を立案し、生徒総会の承認を得て活動する。また、新たな活動計画については、中央委員会の承認を得なければならない。

## 第7章 特別委員会

第24条 本会は、次の特別委員会を置く。

1. 体育祭実行委員会

2. 文化祭実行委員会

第25条 各特別委員会は、次の構成と任務をもつ。

1. 体育祭実行委員会(各学級2名)

任期1年間(4月～3月)

・体育祭の企画、運営にあたる。場合によっては、他の体育行事に関しても企画、運営にあたる。

2. 文化祭実行委員会(各学級2名)

任期1年間(4月～3月)

・文化祭の企画、運営にあたる。

第26条 新しい特別委員会を設けるととき、また、廃止するときには、生徒総会の承認を得なければならない。

第27条 特別委員会は、各学級から選出された委員で構成し、各委員会は、必要に応じて、委員長、書記2名、学年代表を選ぶ。

## 第8章 学級会

第28条 学級会は、その学級の生徒全員をもって構成する。

第29条 各学級は、常任委員を置いて学級活動を行うものとする。

第30条 学級会は、各委員の自主的な運営により、学級生活、及び学校生活の向上発展のための活動をする。

第31条 学級会で、計画立案したもの及び、学級の意見などを、中央委員会、常任委員会に提出することができる。

## 第9章 決議

第32条 全ての機関の会合は、定員の4分の3以上が集まらない場合は成立しない。

第33条 決議事項の執行については学校長及び、職員会の承認を必要とする。

## 第10章 会計及び会計監査

第34条 本会の経費は会員の負担とし、月額80円とする。

第35条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第36条 生徒会の中から2名会計監査を選出し、監査を行う。

## 第11章 リコール

第37条 生徒会役員のリコールは全会員の3分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会はそれを審査して、正当と認めた場合、全会員の投票により、過半数の賛成をもって決定する。リコールが成立した場合、その役職について選挙を行う。

## 第12章 顧問

第38条 生徒会の各機関に顧問をおかなければならない。

## 第13章 会則改正の手続き

第39条 本会会則の改正及び、修正は、生徒会員の4分の3以上の賛成を必要とする。ただし、最終的には、学校長により承認する。

## 付則

この規約は、1988年7月2日より実施する。

## 付記

1991年5月1日改正

1992年5月1日改正

2001年10月5日改正

2006年4月1日改正

2020年4月1日改正

2022年4月1日改正